

光ひまわりおひろめ隊員の認定及び活動実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「SDGs チャレンジ『光ひまわりプロジェクト』事業（以下「光ひまわりプロジェクト」という。）」のうち、「光ひまわりおひろめ隊（以下「おひろめ隊」という。）」の隊員の認定及び活動に必要な事項について定めるものとする。

(隊員の条件)

第2条 次に掲げるいずれかの要件を満たす18歳以上の市民又は市内法人（法人等にあっては、その代表者）のうちから、隊員として市長が認定する。

- (1) ひまわり畑として活用可能な遊休農地（田畠）等を準備できる者
- (2) ひまわり畑のPRや情報発信を通じて、楽しめる環境づくりに協力できる者

(隊員の募集)

第3条 隊員として活動を希望する者は、指定の期日までに「光ひまわりおひろめ隊員認定申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）」を市長に提出するものとする。

(隊員の認定)

第4条 市長は、申請書を提出した者から隊員を認定し、「光ひまわりおひろめ隊員認定証（様式第2号）」の交付をもって隊員とする。

(認定の期間)

第5条 認定の期間は、隊員として認定を受けた日から翌年の3月31日までとする。

(活動の内容)

第6条 隊員は、安全・安心を最優先に自らの創意工夫をもって、次に掲げる活動を行う。なお、活動中に問題が生じた場合、隊員は速やかに市長へ報告するとともに、隊員の責任において対策を講じること。

- (1) ひまわりの播種、開花後の維持・管理、種の採取等の実施
- (2) ひまわりの生育管理、情報発信等
- (3) 見学者と共に楽しむことができる環境づくり

(活動の報告)

第7条 前条に掲げる活動が終了した隊員は、報告書（様式第3号）を市長に提出すること。

(市の役割)

第8条 市は、隊員が円滑に活動できるよう、次に掲げる事項のほか必要な取組について実施する。

- (1) ひまわりの種の準備及び隊員への配付
- (2) 事業の進捗管理及び各隊員が実施する取組の情報発信等
- (3) 隊員が実施する取組への包括的な支援

附 則

この要領は、令和6年3月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月25日から施行する。